

本市におけるいじめ対策について

1 市内のいじめの認知件数と現状について

《参考》 市内小中学校いじめ認知件数【年間】 ※2024(R6)年度は、10月末現在

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
小学校	695	512	893	1,037	990	547
中学校	206	154	197	276	270	156
合計	901	666	1,090	1,313	1,260	703

＜いじめの定義＞ ※いじめ防止対策推進法 第1章第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1)学校の主な取組

- ・ 道徳、人権学習の充実に努める。
- ・ 日常行われている日記（個人ノートや生活ノート）などを有効活用する。
- ・ 年3回各学期ごと（6月・10月・2月）に全児童生徒を対象に「いじめアンケート」を実施する。
- ・ 教育相談機関（面接週間）を設けて面接相談をしたりするなど、児童生徒の訴えに対して丁寧な状況把握を行う。※**スクールカウンセラーの活用**
- ・ 児童会、生徒会を主体とした取組を行う。

(2)主ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる…全体の約52%
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり・蹴られたり
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

2 学校でのいじめが発生した場合の対応について

(1)いじめた児童生徒（加害側）への対応

いじめが発生した場合、学級担任等がいじめた児童生徒から状況等を聴き取り、十分な事実確認を行う。また、いじめた児童生徒の気持ちや背景を十分理解した上で、「理由はどうあれ、その行為自体は許されないことである」ことを伝え、反省を促し、今後どうしていけば良いのかを一緒に考え、その上で保護者へ報告する。さらに、いじめられた児童生徒やその保護者と良好な関係を構築できるよう丁寧に対応し、場合によっては、関係機関と連携した対応も行う。

(2)いじめを受けた児童生徒（被害側）への対応

いじめが発生した場合、学級担任等がいじめを受けた児童生徒から状況等を聴き取り、打ち明けてくれた勇気を十分に受け止め、いじめを受けた児童生徒の心のケアを行い、守り通すことを約束する。担任一人で抱え込むことなく、学校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策委員会等で対策を協議し、組織（チーム）で対応するとともに、継続的に面談や家庭訪問を行い、家庭との連携を深める。また、場合によっては、他の児童生徒にいじめを受けた児童生徒への支援を依頼する。保護者に対しては、暫定的に取り組めること、中長期的に検討を重ねてから決断することなど、学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示する。

(3) 周囲の児童生徒（観衆・傍観者側）への対応

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている児童生徒にとっては、支え（味方）にはなり得ないことを理解させ、誰かにいじめを知らせる勇気を持たせる。また、いじめられている児童生徒の苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

(4) ネットいじめの認知件数と現状

《参考》 市内小中学校ネットいじめ認知件数【年間】 ※2024(R6)年度は、10月末現在

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
小学校	4	6	21	24	13	13
中学校	14	24	17	21	26	35
合計	18	30	38	45	39	48

「ネットいじめ」とは、携帯電話およびスマートフォンやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。最近では、スマートフォン所持の低年齢化が進み、LINEなどのSNSによるいじめも増えてきており、直接顔を合わせずSNSを使うことで、いじめに加担する罪の意識を薄める「緩衝材」となっていることも増加の要因であると考えられる。

(5) ネットいじめをはじめとしたトラブル防止に向けた取組<ネット見守り活動>

教職員がインターネット上の書き込みや投稿を点検することには時間的、知識的にも不十分な状況があるため、専門的な知識を持ち、見守り活動に精通した専門家に、業務を依頼し実施することで、児童生徒が安心してインターネットが利用できるようになり、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう未然防止に努めている。 **※事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携**

<活動内容>

- ・専門の監視員（コンサルタント）が月1回（2時間程度）来庁し、市内の小中学生が現在直面しているインターネット上の問題提起（不適切な書き込みや投稿など）、解決・対処方法について助言を受けている。
- ・一般に公開されている情報のみを見ており、インターネット上での補導活動と考えられる。
※学校からの依頼を受け、検索することも可能。
- ・監視員は生徒指導担当者等を通じて、見守り活動のノウハウを伝え、教職員の見守り活動のスキルを高めるよう取り組んでいる。

<取組成果>

- ・児童生徒に関わる、気になる画像や書き込み等について、実際の内容を確認し、何がどのような問題となるのか把握することができた。
- ・未然防止の観点から、見守りを継続的に行い、検索したサイトの情報から、さらにリンクを辿ることで、早い段階で個人を特定することができた。

3 いじめ問題の啓発について

(1) 就学前児童へのいじめ問題の啓発

平成20年度より、就学前に「相手を思いやる心」を育むため、いじめ・思いやりをテーマにした人形劇を市立幼稚園、保育所、こども園で上演している。

